

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。  
 以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
 ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

### 宅建 2026 過去問集 権利関係 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
58	問25 肢4解説 解説文全体	※ 解説文を下記のものへ差替えをお願いします。  <b>4 × 「当該変更のあった日から2年以内」に行う必要があります</b> 所有権の登記名義人の住所について変更があったときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があった日から2年以内に、住所についての変更の登記を申請しなければなりません（不動産登記法76条の5）。「当該変更のあった日から1月以内」ではありません。⇒総合講義73頁		25/11/12

以 上